



「アナログ回線に戻しませんか」

電話勧誘 よく考えてから契約を！！



2015年2月よりNTT 東日本とNTT 西日本（以下「NTT 東西」）が光回線サービスの卸売を開始しました。卸売を受けた事業者（以下「光コラボ事業者」）が提供する光回線サービスを「コラボ光」といい、プロバイダーや携帯電話等の様々なサービスと組み合わせて販売されています。

数年前は「光回線に替えませんか」という電話勧誘が多かったのですが、最近は「インターネットを使っていないならアナログ回線に戻しませんか」という電話勧誘があります。「大手電話会社を名乗った電話だったが、実は別の事業者だった」「電話料金が安くなると思ったのに、工事費とオプションサービスが付いてかえって高くなった」という相談も寄せられています。

すぐには契約せず、ご家族に相談するなどしてよく考えてから契約をしましょう。

*** トラブルにあわないために ***



★勧誘を受けたときには、事業者名やサービス名、月額料金、オプションサービス、工事費など、全体でいくら支払うことになるのか、また、解約料（違約金）についても確認しましょう。

★口頭でも契約は成立します。すぐに契約せず、現在の契約内容と勧誘された契約内容等を十分に比較・検討し、必要がなければきっぱり断りましょう。

★一定の範囲の電気通信サービスの契約について「初期契約解除制度」があります。契約書面の受領日を初日とした8日間以内に書面で申し出れば、解約料の負担なく契約解除できます。ただし、事務手数料、工事費、既に利用したサービスの料金は支払う必要があります。

★おかしいと思ったらすぐに消費生活センターに相談しましょう！

「アナログ」「光」って何？

アナログ回線・・・昔から家庭にある一般的な固定電話の回線のことです。

光回線・・・光ケーブルを使った回線。通信が安定していてとても高速です。

コラボ光・・・光コラボ事業者との新たな契約。NTT 東西とは別会社との契約で、乗り換えるとNTT 東西との光回線の契約は解約になります。NTT 東西から光コラボ事業者の光回線に乗り換えることを「**転用**」といいます。転用の手続きには、「**転用承諾番号**」を取得する必要があります。

事業者変更・・・光コラボ事業者から、別の光コラボ事業者またはNTT 東西の光回線に乗り換えることです。手続きには、「**事業者変更承諾番号**」を取得する必要があります。

アナログ戻し・・・光回線からアナログ回線に戻すことです。



給与の買取りをうたった違法なヤミ金融にご注意を！！

「借金ではありません」「ブラックOK」「即日入金」
などの誘い文句に要注意！



「給与ファクタリング」などと称して、個人の貸金債権を買い取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は貸金業に該当します。貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者は、違法なヤミ金融業者です。本来受け取る貸金よりも少ない金額しか受け取れなくなるため経済的ライフがかえって悪化し、生活が破綻する恐れがあります。違法なヤミ金融業者を絶対に利用しないでください。

消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』 → 最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付)

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ (24時間対応)



消費生活無料法律相談会開催日



・7月 8日(水) 午後1時30分から
・8月 5日(水) 午後3時30分まで

※相談時間はお一人様30分となります。また、事前の予約と聞き取りが必要です。2日前までにお電話下さい。



～消費生活出前講座のご案内～



庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や消費生活に関する知識の普及・向上を図るための無料出前講座を開催しています。講師が出向き、最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明します。

講座に関するお問い合わせ・お申し込み専用 TEL:0235-66-5453

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁1階)
《開設時間》 午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)
《電話番号》 0235-66-5451

☆消費者ホットライン(188)もご利用下さい☆

相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452

